

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
1	川北	地区	【農業、特にみかん・ぼんかん農家について】 かつての川北地区の元気・活気を取りもどすため、地域への支援策の考え方を問う。	全国的に農業従事者の減少と高齢化に伴い、担い手不足が生じ、耕作放棄地の増加が進行しつつあります。 当川北地域においても、かつて日本一おいしいポンカンの里として有名などころでもあり、いまの季節になるとみかんの花で香り高く、国道3号線からの景観もすばらしいものでありました。しかし現在では果樹農家の減少も著しくあちらこちら廃園になったみかん園が多く見られます、今後これをどのように解消して営農再開へ向けていくか大きな課題であると思っています。 耕作放棄地・荒廃対策については、農業関係機関で構成する「いちき串木野市耕作放棄地対策協議会」で20年度、農用地域内における、地区ごとの解消に向けた実施計画を作成したところであります。その計画にもとづいて21年度には、一つの解消策として果樹のオーナー制は考えられないか、モデル的に取組めないか、果樹関係者と話し合いを行い、中山間地域等直接支払い制度を活用して管理することで勤めましたが改めて規模拡大とか、品種を改植してまでは労力的に厳しく、現状を維持することがやっとならざるを得ないということでもありました。それでも、大里地区の果樹、特にポンカン等は本市の基幹作物でもありますので意欲ある果樹農家の方々を対象に果樹生産における労働力の軽減化を図るための省力機械の導入や施設化による高品質作物の導入等、果樹農家の所得向上を図るための施策を関係機関と一体となって取り組んでまいります。	産業経済課
2	川北	地区	【高齢化による後継者対策について】 かつての川北地区の元気・活気を取りもどすため、地域への支援策の考え方を問う。	農業後継者対策について申しますとまずは、これからの川北地域のあるべき姿をどのようにしていきたいのか、地域目標をみんな考えて何が出来るか話し合ってみたらどうでしょうか 本市としても後継者対策としては、就農意欲が旺盛で、かつ継続的な営農を行う者を対象として、新規就農者支援金を交付する制度を設けていますので今後の川北地域の農村を背負って立つことができるような担い手農家や法人経営者を育成する活動を皆さんとともに、取り組んでまいりたいと考えています。	産業経済課
3	川北	地区	【特産品・物産館（季楽館）について】 かつての川北地区の元気・活気を取りもどすため、地域への支援策の考え方を問う。	いちき特産品直売所「季楽館」は県単村づくり整備事業を活用し、県内でも先駆けとして平成9年3月にオープンしました。 生産者等で構成する「いちき特産品振興会」が運営しており農産物や高付加価値のついた農産加工品の販売及び特産品であるぼんかんの知名度高揚を図り、農家所得向上と地域活性化に努めておられるところであります。 最近、近隣にも類似施設ができて経営環境は厳しい状況ではありますが、イベント等の開催、日置地域地産地消スタンプラリーに加盟し直売所を拠点とした地産地消運動を推進するなど、経営改善に向けて努力されております。 市といたしましても、「食のまち いちき串木野」としての情報発信をしているところであり、本市を訪れた方々へ特産品PRのためのモニュメントを平成22年3月に設置、また国道3号沿いに案内看板も設置しPRに努めているところであります。 今後におきましても、「いちき特産品振興会」の皆様と協議しながら、経営改善を図っていき売上向上となるように努めて参りたいと考えています。	産業経済課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
4	川北	地区	<p>【郷土芸能（七夕踊り）の踊り手の確保について】 かつての川北地区の元気・活気を取りもどすため、地域への支援策の考え方を問う。</p>	<p>本市には古くから多くの伝統行事（伝統芸能）等が残っており、国指定の七夕踊りもその一つであります。七夕踊りは約400年もの間、継承されてきております。そこには、地域の宝として大切に継承して来られた先人達の並々ならぬご努力があった結果だと思っております。</p> <p>現在、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が問題化している中で、郷土に長く伝わる伝統芸能を開催することは非常に難しい面があることは承知いたしております。郷土芸能を開催する側である青年団員の減少や、踊り手となる青年が土日に休みが取れないこと、市外からの転入者の十分な理解が図られていないなど多くの原因が考えられます。</p> <p>地域としても、踊りに関わる集落限定を無くし、広く市内から参加できる体制作りを行おうとしたり、また、女性が参加できる雰囲気作りを進めるなど、参加者の減少に対し色々と手だてを講じておられるようであります。</p> <p>また、保存会としても民間企業で働いている方々の勤務先に対し協力要請文を送付するなど、郷土芸能参加へ理解を求めておられます。市としましては、マスコミ等を活用することで、市内はもとより県内外の方々に対し、郷土芸能の素晴らしさや地域相互協力の下に運営されている現状を、知ってもらうための広報、周知活動を推進しています。伝統芸能の保存、継承につきましては、地域が一体となって活動を行わなければうまくいきません。日頃から地域活動等を通してコミュニケーションを図っていただき、共生、協働の地域づくりに努めていただきたいと思います。市としては側面からこれを支援し、伝統芸能の保存に努めて参りたいと思っております。</p>	文化振興課
5	川北	地区	<p>【史跡・遺跡に歴史を学び文化を振興について】 かつての川北地区の元気・活気を取りもどすため、地域への支援策の考え方を問う。</p>	<p>本市には古くから伝わる貴重な遺跡や史跡等が多数残っています。史跡に指定されているものでも、県指定2件、市指定22件あります。市としては、これまでも年次的に説明板や標柱の整備を行って参りました。遺跡から出土した遺物等に関しては、中央公民館の歴史民俗資料室やいちきアクアホール内歴史資料室などで公開展示し、市民の郷土学習の場として活用されて参りました。また、学校現場からの要請に応じて発掘出土品など直接、児童、生徒に触れてもらったり、小学校の副読本「のびゆくいちき串木野」を作成し、市内史跡を掲載することで、学校での郷土学習を進め、郷土の歴史の理解を深める場の提供を行っています。</p> <p>将来的な構想として、羽島漁港に出来た仮称「羽島黎明公園」敷地内に、薩摩藩留学生記念館を建設することが検討されています。地域の歴史を知る場として、活用されるのではないかと期待されています。</p> <p>いちき串木野総合観光案内所でも今年度、市内ボランティアガイドを募集し、その育成に努めています。まだ、募集中ということなので、ぜひ、ご応募いただき、史跡等の活用に皆様のお力を頂ければと思います。更に、今年度は「いちき串木野市文化財マップ」を作成する予定にしております。作成後は、学校はもとより、市内の各所に配布し、地域での文化財巡りなどに活用してもらいたいと考えています。</p> <p>市でも史跡や歴史を学ぶための「出前講座」を開設しております。ぜひ、子ども会活動や公民館活動などで活用していただきますようお願い致します。</p>	文化振興課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
6	川北	地区	<p>【川北スポーツ公園を活用した親睦と健康増進について】</p> <p>かつての川北地区の元気・活気を取りもどすため、地域への支援策の考え方を問う。</p>	<p>川北スポーツ公園は平成16年度県営農村総合整備事業で農村集落の生活環境の改善ならびに地域住民と都市住民との交流促進を通じた農村振興及び地域経済の活性化を図ることを目的として多目的広場（バックネット1基）、テニスコート2面、テニス壁うちコート1面、東屋1棟、トイレ及び倉庫駐車場（56台収容）が整備されています。</p> <p>その設置目的をより効果的に達成するために、当該施設の管理運営を平成21年度から、指定管理者に運営させ民間事業者が有する経験と実績で市民サービスの向上と管理経費の縮減を図っているところであります。</p> <p>21年度当初は施設の鍵等の受け渡しの場所などで多少の戸惑いもあったかと存じますが、指定管理者や地域の有志のご厚情で1年間という、一定のルールのもと鍵の受け渡しを地元でできるようにしてサービス向上に努めたところであります。</p> <p>今年度については利用者のご理解により、鍵等の受け渡しを指定管理者の管理事務所でするようにしていますが今のところ順調にいったいようです。</p> <p>地域の方々がこの公園を活用し、地域住民が一体となって親睦と健康増進等を中心に地域の方が取り組むことについては地域力を高めることにもなりますので益々活用していただきたいと思っております。今後も地域の方々が満足いただけるよう、指定管理者とも協議を図りながら、使い勝手が良く、良好に管理運営できるよう努めてまいります。</p>	産業経済課
7	川北	地区	<p>【肺がん・脳血管疾患による死亡率が高い本市の現状と対策について】</p>	<p>本市における主要死因別死亡状況を見ると、がんで亡くなる方が最も多く、なかでも、肺がんや脳血管疾患で死亡される方が全国に比較して高い状況にあります。</p> <p>このような中、がんの早期発見早期治療を目的に、各種がん検診を実施しているところでありますが、肺がん検診の受診率も平成18年度の43.1パーセントから平成21年度は46.8パーセントと年々高くなってきております。今後もさらに、地域の健康地域づくり推進員による受診勧奨や広報紙、防災無線などを通じて受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。また、あわせて、禁煙や分煙についての健康教育や広報紙を通じての啓発を図ってまいります。</p> <p>次に、脳血管疾患については、特定健診を受診していただき異常を早期に発見するとともに、日頃の食生活や運動などの生活習慣を改善して予防することが重要であることから、まずは、特定健診の受診率向上を図るとともに、食生活や運動などの生活習慣の改善について広報紙に掲載するなど普及啓発を図ってまいります。</p> <p>今後も検診の受診率向上ならびに健康づくりに向け、地域の皆様方と連携協力して取り組みをすすめてまいりたいと考えております。</p>	健康増進課
8	川北	地区	<p>【特別養護老人ホーム等の待機者の状況について】</p>	<p>本市内の介護保険の施設サービスの待機者数であります。平成22年1月末現在で、特別養護老人ホーム2か所で327人、介護老人保健施設3か所で61人、介護療養型医療施設1か所で1人、認知症グループホーム6か所で61人で、合計450人の待機者となっております。</p> <p>（2回の想定質問） （施設サービスのベッドの増床は、考えていないのか。） 市としましては、第4期（H21～23年度）の介護保険事業計画には、新たな施設</p>	健康増進課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
				<p>サービスのベット数の増床は計画していません。なぜなら国の指導により平成26年度までに、要介護2以上の認定者に対する施設利用者数を37%（この率を参酌率といいますが）以下とすることとされております。本市は、昨年10月現在の参酌率が55.2%となっており、施設利用人数で176人オーバーしている状況となっております。</p> <p>また、介護3施設の増床についての許可権限は、県になることから難しいものと考えております。</p> <p>ただ、グループホームや小規模多機能型居宅介護については、市の権限において設置できることから、第5期（H24～26年度）の介護保険事業計画を策定するにあたって、今年10月に市民の皆さんにアンケート調査を実施する予定であることから、このアンケート調査において、グループホーム等の増設などについて、介護保険料の増高を招きますが、どの程度までの整備を、市民の皆さんが望んでおられるのか、調査をしたいと考えております。</p>	
9	川北地区		<p>【川内原発3号機増設への対処は】 川内原発3号機の増設について、市はどのように対処していくのか。</p>	<p>九州電力による川内原子力発電所3号機増設計画では、3月に環境影響評価法に基づく一連の手続きが終了し、国においては、5月18日（火）に、第一次公開ヒアリングを開催するところであります。</p> <p>大きな視点に立ちますと、エネルギー資源の自給率が極めて低い我が国において、国民が文化的な生活を営むためには、電力の安定的な確保は現段階におけるエネルギー政策上は大変重要だと考えております。しかしながら、隣接する本市にとりましては、市民生活、また産業など、市民全体に関わる事柄であり、安全性の確保の面は非常に大きな問題で、慎重に判断すべきものであります。</p> <p>今回の市政報告会等による市民の皆さんの率直な御意見をお伺いし、また今後予定しております市内の団体の皆さんの御意見をお聴きしながら、そしてまた、市民の皆様の代表である議会のご意向も踏まえて、隣接市としての意見を申し上げたいと考えているところであります。</p>	政策課
10	川北地区		<p>【いきいきバスの運行路（池ノ原線）について】 現在いきいきバスを利用している方々は現在のバス停まで徒歩か自転車で移動されている。このような利用者の状況から新規にバス路線の延長をお願いできないか。</p>	<p>現在市来地域を走るいきいきバスは、マイクロバスを使用しております。</p> <p>池之原地区では、池之原農村振興集落センターで折り返し運行となっておりますが、現地を確認しましたところ、今回バス停の設置箇所を希望されている場所（末吉才知雄さん宅近くの三叉路）付近で、交通の妨げにならず、安全にバスが転回する場所を確保するのは難しい状況となっております。また、折り返せずにそのまま市道山手（やまて）線へ下りてゆくこともできますが、これは距離があるため、他地域の運行時間へ与える影響が大きく、これも難しい状況であります。</p> <p>ただ、本年度は、市内全体の公共交通のあり方を調査・検討することとしており、その中で、現在のいきいきバスの問題点を洗い出し、より、便利で使いやすいいきいきバス、あるいはそれに代わる交通手段の導入等について検討いたしますので、その結果も踏まえ対応してまいります。</p>	商工観光課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
11	川上	中ノ平後	<p>【淵脇商店前交差点の安全対策について】</p> <p>淵脇商店前の交差点は、四つ角に全部家が建っていてよく確認ができない。また、高齢者の運転者が多く、多々ヒヤッとすることがあるため、信号を設置できないか。</p>	<p>信号機の設置について警察署に問い合わせたところ、現地の交通量、事故状況等を勘案し、県警察本部の審査を経て決定されるとのことであります。</p> <p>現地は、市道から県道への交差点側に「一時停止」の標識と路面には「止まれ」の表示があり、冠岳側の路面には「止まれ」を強調した「斜線」もペイントされています。また、小学校の通学路でもあることから、地域の皆さんが独自で看板を立て、運転手への注意喚起を促しておられます。現地の状況を検討していただいたところ、要望のありました交差点については、信号機の設置は難しいとのことであります。</p> <p>高齢者の運転手が多く、危険な場面が見受けられるとのことでありますが、昨今の高齢者の増加に対応するため、警察や市役所では、高齢者を対象とした交通安全教育を実施しておりますので、ぜひご活用いただければと思います。</p>	自治振興課
12	生福	地区	<p>【環境美化活動について】</p> <p>生福地区清掃の日を設けて、各自治公民館で清掃の計画を立てて実施しているが、生福地区の道路は生福で管理していく方法はできないものか。</p>	<p>現在、市内一円で「道路愛護」の取り組みとして、各公民館で奉仕作業をしております。</p> <p>市は、年間を通して、シルバー人材センターと委託契約を結び、市道の草払いの維持管理に努めており、幹線道路におきましては、年2回程度行っております。</p> <p>ご提言のありました、地区内道路の清掃を公民館へ委託管理でということについては、現在、市役所内部で共生・協働の仕組みとして、住民自らできることは住民で行い、行政はそれに対する人的、財政的支援を行うほか、住民が出来ないことを行う仕組みづくりを検討しているところであります。今後、提言のあった方向に進めたいと考えていますが、当面、現行のシルバー人材センター委託としていきたいと考えております。</p>	土木課
13	生福	地区	<p>【環境美化活動について】</p> <p>花いっぱい運動に取り組み始めて6年目を迎えるが、なかなか地区全域に広がらない。運動の拡大をどのように図っていけばいいか助言をいただきたい。</p>	<p>共生・協働の仕組みづくりについて、現在、市役所内部で検討している段階ではありますが、これからの新しい住民自治組織として、現在の市内16地区に（仮称）地域コミュニティ協議会を設置していただくことを考えております。</p> <p>この協議会には、自治公民館、婦人会、子ども会、高齢者クラブ、PTA、学校、消防団など地域の各種団体が参画し、市役所からも、地域担当職員制度や補助金等の人的、財政的支援を行いながら、地域の課題、意見などをもとに、地域まちづくり計画を策定し、計画を自ら実行していただく取組を考えております。</p> <p>これまでの花いっぱい運動は、公民館長と役員のみでの活動ということで、運動の拡大や継続は難しかったとのことでありますが、今年度から、高齢者、婦人会、PTAなどにも呼びかけられたように、地域内の多くの方々が参加する形態をつくり、さらに部会を設けるなど役割分担を行いながら取り組んでいくことが、役員だけに大きな負担がかかることなく運動を広げ、継続していく方策となるのではないかと考えております。</p>	自治振興課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
14	生福地区		<p>【指定管理者制度の予算について】</p> <p>指定管理委託料について、使用料の予算が実績に対して不足しているため、実績に基づいた委託料にしてほしい。</p>	<p>指定管理業務をお願いする際の、指定管理者委託料の算定に当りましては過去3カ年の維持管理に要する経費の実績を基に委託料の基準額を算定したところですが、委託後の各年度において施設の利用状況に変動が生じているにもかかわらず工夫して収支の均衡を保っていただいている事に感謝申し上げます。</p> <p>次期、指定管理者委託料の算定につきましては、それらの実情を勘案のうえ検討したいと考えております。</p> <p>地区公民館におかれましては、これまで同様、施設の管理経費の節減に努めていただくと共に、地域の活性化につながる特産品の開発なども含めて、地域の核となる施設としての利用増大に取り組んでいただく事をお願いいたします。</p> <p>市といたしましても、生福農業研修センターの利用促進を図るため広報紙等を活用して広報して参りたいと思います。</p>	農政課
15	生福	中井原	<p>【市道中井原線の道路マーキング塗装の改善について】</p> <p>中井原公民館横の変形四差路の「停止線」と「止まれ」のマーキングが擦り切れて薄くなっている。事故防止のため、マーキングの改善が必要である。</p>	<p>中井原交差点の表示についてでございますが、一旦停止等の規制対象になりますと公安委員会の管理となります。</p> <p>公安委員会へ確認したところ、この交差点は規制対象ではないため、停止ライン、「止まれ」の表示はできないとのことであります。</p> <p>そこで、対応としてどのような方法があるのか、協議をしましたところ、点線（ドット）や「交差点アリ」等の表示で注意を促してほしいとのことでありますので、今年度、発注予定であります、交通安全対策事業で対応していきたいと考えております。</p>	土木課
16	生福	中井原	<p>【市道中井原線の一部道路拡張について】</p> <p>旧ネクサス電子工場跡地先からパークゴルフ場から上がってきた三差路までの約150mの区間が人と車のすれ違いも困難なぐらい狭く、また見通しも悪いので拡張してほしい。</p>	<p>市道別府上名線から市道中井原線につながる箇所要望につきましては、平成21年7月からいきいきバスが運行しております。</p> <p>この箇所は、道路幅員が5m以下で大型車と普通車との離合に支障をきたしており、また見通しの悪い箇所もあるなど、交通安全の確保が必要な場所です。</p> <p>この区間の関係者のみなさまに用地の相談等を行いまして、用地がまとまれば道路改良を進めてまいります。</p>	土木課
17	生福	福 菌	<p>【生福校区北岸地域の災害時避難所について】</p> <p>生福校区の五反田川北岸地域の住民の避難所として生福消防団車庫2階を指定してほしい。</p>	<p>避難所の指定については、『市防災計画』で定めており、一次配備の避難所として生福小学校体育館を、また、必要に応じて開設する二次避難所として生冠中学校体育館を指定しています。</p> <p>このため、通常の水害に対する避難所としては、生福小学校を開設し、市職員を要員として派遣・配置することになりますが、災害の規模や形態によっては、五反田川北側の消防団車庫や集落公民館を利用することも考えられます。その際は、防災無線により住民周知を行うとともに、市職員を派遣・配置して対応することになると考えます。</p>	自治振興課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
18	生福	山之口	<p>【いきいきバスについて】</p> <p>現在、中井原までいきいきバスが回ってきているが、道路も広くなり十分バスも通れると思うので、路線を山之口公民館の「さくらの丘」付近まで伸ばしてもらいたい。</p>	<p>昨年7月にいきいきバスは、脳神経外科センターから中井原公民館・パークゴルフ場・ウッドタウンを通り、県道へもどるルートを追加いたしました。</p> <p>現地を確認しましたところ、さくらの丘付近まで道路は整備されているため、バスの乗り入れはできそうですが、そこから先の道路が狭く通り抜けができないため、バスが折り返すための転回場所が必要となります。</p> <p>いきいきバスのような運行事業では、なによりも安全が最優先されます。交通の妨げにならず、かつ安全に転回ができるかどうかについては運行事業者であるいわさきバスネットワークに現在確認をとっているところであります。</p> <p>また、本年度は、市内全体の公共交通のあり方を調査・検討することとしております。その中で、現在のいきいきバスの問題点を洗い出し、より、便利で使いやすいいきいきバス、あるいはそれに代わる交通手段の導入等について検討いたしますので、その結果も踏まえ対応して参りたいと考えております。</p>	商工観光課
19	生福	坂下	<p>【災害時の情報伝達手段の確保について】</p> <p>無線設備を完備して災害時情報伝達手段の確保と、保守等の事故防止施策を企画検討願いたい。また費用、補助金、既設置集落等の現状を知りたい。</p>	<p>自治公民館における無線放送設備の設置については、平成20年に市来地域の自治公民館で整備された例があります。この自治公民館の規模は40戸余りで、公民館に放送卓を、各戸に戸別受信機を設置されました。</p> <p>本市では、自治公民館等が公民館活動を円滑に促進するための放送施設の設置費用に対し、補助金を交付する制度があり、補助金額は、5万円以上の費用に対し補助対象経費の3分の1以内、100万円を限度として交付しています。</p> <p>先ほど申し上げた自治公民館でもこの制度を活用され、工事費用約183万円に対し、この3分の1となる約61万円を補助金として交付しています。</p> <p>このように市の補助金制度を活用していただき、地域集落の情報伝達をいっそう図っていただければと考えます。</p>	自治振興課
20	生福	大六野	<p>【大六野白木原線の市道改修について】</p> <p>現在、白木原線は行き止まりの状況で、住宅地として発展すべきところだが、道路状況が悪く行き止まりでは展望がもてない。回遊できる道路があれば土地活用もなされるのではないか。</p>	<p>今回要望のありました市道白木原線につきましては、道路改良を数年（平成15年度）前から進めてきております。</p> <p>この路線の整備につきましては、現道の拡幅を用地の相談がまとまった所から整備を進めているところです。</p> <p>本年度の計画は、昨年度改良が終わった箇所舗装工事を4月に発注してあります。</p> <p>要望のありました行き止まり道路を回遊できる道路とのことですが、いまのところ計画はしておりません。現在の所、未整備の改良区間が残っているため、未整備の区間から整備を進めてまいりたいと思います。</p>	土木課
21	旭	金山	<p>【金山山道路の側溝の蓋について】</p> <p>金山山の道路が狭く車の離合が困難なため、側溝の蓋（残り40～50m）を早く完成してほしい。</p>	<p>平成18年度から最も危険度の高い箇所から水路の改修工事を行ってきており、平成21年度までで当初、計画しておりました待機場所の広い箇所まで完了しております。終点側に関しましては、今後検討してまいります。</p>	土木課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
22	旭	金山下	【河川の逆流対策について】 旧ゴールドパーク下の川から川下に流れる時点で樹木・その他が繁り川をふさいだ状態で本流と合流するため、水が逆流する傾向にあるので、早急に対策をお願いしたい。	金山川の支流となります、普通河川 野下川の樹木の除去に関しましては、早い時期に市のほうで対応していきたいと考えております。また、本流となります金山川につきましては、県の管理となりますので、鹿児島県の方へ要望してまいります。	土木課
23	旭	芹ヶ野	【防火水槽の設置について】 火災が発生した場合に消防車が通れないので防火水槽の設置をお願いしたい。	地区からお示しいただいた場所への防火水槽の設置は、当該場所に水槽を設置しても、消防車が進入できず有効に活用できない。この地域の消防水利については、防火水槽2基、消火栓1基、河川（芹ヶ野川：矢張橋ほか1箇所）があり、それらの水利を有効に活用して、そこからホースを延長し、消火活動ができると判断している理由から、困難（必要性はない）と判断しております。	消防本部
24	旭	芹ヶ野	【道路の拡張について】 消防車が通れない箇所について道路の拡張をお願いしたい。	市道芹ヶ野線におきましては、国道3号(芹ヶ野公民館)を起点として延長が1,376mあり、芹ヶ野市営住宅付近では一部改良が済んでおります。今回の要望箇所につきましては、道路幅員が3m以下の箇所もあり、消火、救急活動の妨げになっているなど、改良の必要な場所と考えております。現在、用地の事前調査が公民館関係者のほうで進められております。これらのご協力をいただきまして、用地の相談がまとまった段階で事業を進めてまいります。	土木課
25	旭	芹ヶ野	【河川の草木払いについて】 芹ヶ野川の芹ヶ野団地付近について、草木が繁って子供が落ちても見えにくいので、伐採してほしい。	芹ヶ野川の伐採につきましては、昨年度、緊急雇用対策にて、伐採を行ったところであります。今年度におきましても、様子を見ながら、定期的に伐採を行っていくこととしております。	土木課
26	川南地区		【荒廃地の草木除去について】 市内各所に荒廃地が多く見られる。防災等の見地から草木除去が望まれる。地主が判明すれば除去のお願いは可能だが、不明の場合は難しいため、館長が役所に出向いて調査できないか。できなければ市当局から注意・除去作業の実施を喚起する方法はないか。	本市においても、農家の高齢化や担い手の不足などにより、農地の遊休地や耕作放棄地が増大しているのが実状であります。このような状況下において、耕作放棄地等の隣接地の農地耕作者及び住宅地権者の方々から、「雑草等が生い茂って迷惑している。何とかならないのか。」との苦情が多く寄せられております。これらの苦情が寄せられましたら、まずは、現地の荒廃状況を調査・確認いたしまして、当該荒廃地の耕作者及び地権者に対しまして、雑草等を刈り取るなど農地の適正な管理をしていただくよう現況の写真を添えて文書でお願いいたしております。荒廃地等によりお困りのご相談がありましたら、遠慮なくお近くの農業委員又は農業委員会事務局までご連絡いただければ対応してまいります。	農業委員会

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
27	川南	地区	<p>【鹿児島プロフーズの悪臭について】</p> <p>以前より臭う日は減少しているが、企業努力だけでは改善に限界があると思われる。国・県の補助事業を受けて改善する方策はないのか。または、同様の処理施設を調査して改善に努めることはできないか。</p>	<p>鹿児島プロフーズの悪臭については以前と比べると改善されておりますが、梅雨時期から夏場にかけて苦情がよせられています。</p> <p>鹿児島プロフーズは本市・曾於郡大崎町・鹿児島市谷山の3ヶ所にあり、本市では鳥魚介類を、大崎町は豚を処理しております。鹿児島市の谷山工場では食用エキスの処理のみで化製処理はいたしておりません。近隣の化製処理工場は日置市伊集院町にあり、牛の処理をしております。</p> <p>国・県の補助事業を受けて改善する方策については、現在処理施設への補助事業は無いという状況であります。</p> <p>市といたしましては、工場の境界地点で悪臭測定を2月・6月・9月・11月の年4回実施しておりますが、21年度は基準値を下回っております。過去基準値を上回った場合には、口頭と文書での改善指導を行い、改善策がとられております。また、苦情があった場合は、ただちに、工場周辺を巡回したうえで、所長及び工場長に苦情があった旨を伝え、発生源の状況を聴き、その都度改善を求めているところであります。今後とも県と連携をとりながら、適切な監視・指導に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	支所市民課
28	川南	地区	<p>【市道堀線の道路整備について】</p> <p>7.8年前に市道坂の中間まで道路改良工事をして頂いたが、後の残りの頂上まで100mは、コンクリート舗装とアスファルト舗装の半々で路面は荒れて路肩も一部雨で流れているので、全面コンクリート舗装かアスファルト舗装、路肩の整備、側溝と石積みの間に、間詰コンクリートをお願いしたい。</p>	<p>全面コンクリート舗装かアスファルト舗装とのことですがにりますが、舗装補修につきましては、道路の傷み具合や緊急性、優先度を考慮し、対応してまいります。路肩の舗装と側溝と石積みの間の、間詰めコンクリートにつきましては、早急に対応したいと考えております。</p>	土木課
29	川南	地区	<p>【市道堀線の道路整備について】</p> <p>いきいきバスの停留所は現在旧270号線の中間あたりであるが、現状では利用者が堀線頂上付近に多いため、停留所を頂上付近の三差路に設けるよう早急に検討していただきたい。</p>	<p>現在いきいきバスは、国道270号から堀集落内の旧270号をとおり、また国道270号に戻り、戸崎地区に向かうルートとなっております。</p> <p>今回、田の神様へ下りていく坂の途中もしくは坂の頂上にバス停を設けてほしいとのご要望でありましたが、このことは昨年12月に行政囑託員をとおして、話を受けており、他の地域の見直しを行う際に一緒に検討すると行政囑託員には回答したところであります。要望された箇所を再度確認したところ、集落内の一部において道路が狭く、マイクロバスとはいえ、離合が難しい状況であります。</p> <p>いきいきバスのような運行事業では、なによりも安全が最優先されます。バス停の設置や運行により歩行者や他の車両の交通の妨げにならず、かつ安全に運行ができることが路線変更やバス停設置の大きなポイントであり、運行事業者であるいわさきバスネットワークに現在確認中であります。</p> <p>ただ、本年度は、市内全体の公共交通のあり方を調査・検討することとしており、その中で、現在のいきいきバスの問題点を洗い出し、より、便利で使いやすいいきいきバス、あるいはそれに代わる交通手段の導入等について検討いたしますので、その結果も踏まえ対応して参ります。</p>	商工観光課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
30	冠岳	地区	<p>【農道一部改良工事の要望について】</p> <p>冠岳地区に待望の温泉施設が今秋できることになった。それに伴い、市道岩下1号線からコミュニティセンターへ通じる農道が、温泉施設と接しているが、狭隘なところが多く、車両が増加すると離合も出来ないの、見通しの悪い所の改良、離合場所を設置していただきたい。</p>	<p>市道岩下線から冠岳コミュニティセンターへ通じる農道作道平(さくどうびら)線は、一般農道として幅員4mで造られております。農道入り口につきましては、温泉施設に行きやすいように法面を削り見通しの確保と、切り返しができるように改良予定です。</p> <p>温泉施設入口前は幅員4.3m、道路完成後ガードレール設置により一部、幅員3.8mの箇所がありますが、一般車両の温泉施設へのアクセス道路としては計画していません。離合場所新設につきましては現在、余地を利用してコンクリート舗装で拡げている部分もあります。見通しの悪い所の改良計画については、現時点ではありませんが温泉施設オープンにあわせて、岩下線に表示板を立てるなどの対応をしていきたい。</p>	農政課
31	荒川	地区	<p>【学校前付近の県道拡幅改良の現在の進捗状況について】</p> <p>荒川小学校通学児童の交通安全対策のうえからも早急な改善取り組みが必要</p>	<p>一般県道 荒川川内線は、バス路線であるとともに、荒川小学校の通学路でもあることから、拡幅工事で歩道設置の工事が早く望まれている箇所であります。</p> <p>市といたしましては、鹿児島県に陳情をおこない、毎年行っている土木事業連絡会(土木を語る会)で現地視察を行いまして鹿児島県地域振興局 建設部に現場を視察していただいております。</p> <p>この路線の進捗状況につきましては、概略設計が出来上がっております。今年の計画といたしましては、工事に向けての調査測量が計画されていることを鹿児島県から報告を受けております。</p>	土木課
32	荒川	地区	<p>【草良線の危険箇所の解消について】</p> <p>草良線の交通への支障となる木々等伐採作業と深田入口付近の急カーブの解消改良工事への取り組みを具現化されたい。</p>	<p>市道草良線の支障木の伐採につきましては、平成19年度に地権者に了解をいただき、道路全体の伐採を行い、昨年度には、局部的に杉木の伐採を行い、見通しをよくしたところであります。</p> <p>今回ご提言のありました支障木の徐伐につきましては、再度、地権者に了解を得た後、伐採作業を行いたいと考えております。</p> <p>また、深田入口の急カーブの解消の件でございますが、用地や工法などのことでもありますので、今後、調査測量を行い、検討してまいります。</p>	土木課
33	荒川	地区	<p>【市道太郎坊線の道路拡幅等の改良工事について】</p> <p>改良工事に必要な用地については地権者の了解は取りつけてある。改良の第一歩を具現化されたい。</p>	<p>市道太郎坊線、市道津伏切線につきましては、集落の方の生活道路として利用され、また市の水源地の管理道路として利用されている路線です。</p> <p>この路線の道路拡幅につきましては、砂防ダム建設時から改良工事を行った経緯があり、残りの未改良区間についても整備の要望がある路線です。この路線を全線改良してまいりますと、かなりの事業費と期間を要しますので、現在の社会情勢と経済情勢を考えますと離合場所の確保を優先して行うべきと考えております。なお、用地買収が済んでいるところは確認して、工事に着手していきたい。</p>	土木課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
34	荒川	地区	<p>【中向集落内の林道整備について】</p> <p>林道について荒廃しており、車両の通行に支障がある。現状を確認のうえ、早急な整備を願う。</p>	<p>林道中向線は、昭和45年に開設され幅員3.6m延長842mの道路であります。</p> <p>現況を確認いたしました。木材徐間伐に伴う搬出路としては支障がありません。また、現在通過交通量も少ない状況でありますので今後、除草や沿線の地権者の同意を頂き覆い繁った枝等の伐採を実施してまいります。</p>	農政課
35	荒川	地区	<p>【荒川下集落内の別府平線の農道整備について】</p> <p>農道について荒廃しており、車両の通行に支障がある。現状を確認のうえ、早急な整備を願う。</p>	<p>農道別府平線は、市道別府平線より農道別府白浜線に通じる農道であります。</p> <p>現況を確認いたしました。沿線は耕作地が点在し、大半は耕作放棄地となり現在通過交通量も少ない状況であります。通行には支障はありませんが今後、地権者に御相談のうえ除草等の伐採を実施してまいります。</p>	農政課
36	羽島	地区	<p>【ふるさと農道未改良区間の事業実施について】</p> <p>県道、荒川～羽島白浜間の改良工事も着工されたようですが、完成までには10余年の歳月を要するものと思われる。</p> <p>この間の自然災害発生時や、また改良工事中による通行止などが予想されるので、緊急避難道路としてのふるさと農道の未改良区間(1,340m)の整備について、市としても県に事業継続実施について要望するとともに、市も事業実施について対策を検討するとの回答でしたが、その後の経過や市としての具体策や取り組みなどお知らせいただきたい。</p>	<p>ふるさと農道につきましては、県道改良計画に伴い平成19年度に白浜地区の法面保護工、舗装工を実施し事業が終了いたしました。</p> <p>未改良区間の整備についてであります。県当局と事業継続実施について協議を重ねてまいりましたが、本区間での受益地面積が不足している為、補助事業の対象とならない事。また、国の事業仕分けによる農道事業廃止等により継続が難しい状況であります。</p> <p>市としましては、市単独の事業として平成21年度に、ふるさと農道未改良区間に法面掘削を行い離合箇所2箇所を設置しました。</p> <p>本年度さらに引きつづき舗装工事、側溝布設替え、法面保護工等を実施してまいります。</p> <p>今後につきましては、曲線部の余地等を利用して離合ができるように舗装を実施してまいりたいと思っております。</p>	農政課
37	羽島	地区	<p>【土川公民館(集落)の活性化について】</p> <p>過疎化が進む中、小学校跡地の有効活用により、人口増や活性化・まちづくり等ができないものかと、地区公民館でも検討している。市でも小学校跡地施設活用委員会を設置されて検討されているようですが、ぜひ具体的な有効活用対策を実現していただきたい。</p>	<p>現在、学校跡地及び施設の活用方策を具体的に検討するため、地区民代表、関係団体代表、関係市職員8名で構成する委員会を今月設置し、6月に第1回目の委員会を開催するところであります。</p> <p>検討委員としては、地元のご意向を十分反映できるよう土川公民館長さんや羽島地区館長さんを始め、広くまちづくりや活性化の観点からご提言いただくため青年会議所、教育委員の方々をお願いし、今後、定期的開催する委員会の中で幅広く様々なご提言・ご検討をいただき、市としましても地域の方々との思いを一つにして、地域の活性化となる有効活用策を出来るだけ早く実現するよう取り組みます。</p> <p>なお、今年の夏休みには、サマースクールを実施したいとの申し入れを受けており、実施していただく方向で調整していることを皆様にご報告するとともに将来の活性化へのきっかけになることを期待していることを申し添えます。</p>	政策課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
38	上名地区	地区	<p>【高齢者の安全を守るための地域のネットワークづくりについて】</p> <p>徘徊症の高齢者を事故から守るためのネットワークづくりが必要であり、喫緊の課題である。徘徊の可能性のある高齢者にネームプレート首に付ける運動を広域で実践するための共通理解を深め、実践できないか。</p>	<p>高齢者の安全を守るための地域のネットワークづくりは、公民館単位など身近なところから、ご近所の高齢者を地域で、見守っていきける体制づくりから始まっていくと考えております。現在も、ひとり暮らしの高齢者に対しましては、民生委員やともしびグループの皆様が、見守りを実施していらっしゃいますが、地域の皆様みんなで見守りをするのが、大切であります。特に、認知症があり、徘徊される高齢者に対しては、日頃からの声かけと見守りが大切であります。</p> <p>認知症は、誰でもなる可能性のある病気です。本人も家族も、地域に協力してもらうために、認知症であることをオープンにし、日頃から、ご近所の方などに見守りをお願いできる地域づくりが大切であると考えております。そのために市では、先進的に取り組んでいる地域の情報などをお知らせし、また、昨年度から、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に対する正しい理解、認知症をはずかしがらずオープンにすること、地域でささえあう大切さなど話しております。</p> <p>本市におきましては、本年度、公民館単位で、認知症サポーター養成講座を実施することにいたしており、たくさんの方に講座に参加していただき、認知症の方や認知症の方を抱える家族の状況を理解し、支えになっていただき、地域の皆様で高齢者を支え見守っていただきたいと思います。</p> <p>現在、徘徊のある高齢者の方に対して、洋服に名前を縫い付けたり、家の出入り口にセンサーを取り付けたり、GPS機能のついた携帯電話を持たせるなど工夫している家族の方々もいらっしゃいますが、まだまだ、十分ではありません。</p> <p>ネームプレートをつける運動については、徘徊のある高齢者の安全を守るためには、有効であると思っておりますが、悪用される危険性があるとも言われておりますので、人権擁護が、高まっている現時点では、広めることは難しいと考えておりますが、今後、どのような方法があるのか、高齢者の安全を守るための施策について、さらに検討を進めてまいりたいと思っております。</p>	福祉課
39	湊	地区	<p>【合併5周年を迎えた行政状況のアンケート調査について】</p> <p>いちき串木野市合併5周年目を迎え、現在の行政状況について市民がどのような感触をもっているかアンケート調査を行い今後の行政の糧にすることが必要ではないか。</p>	<p>新市施行にあたっては、アンケート調査や「まちづくり委員会」により皆様のご意見をいただきながら「新市まちづくり計画」を策定し、合併後の「総合計画」では、審議会、地区座談会など、ご意見をいただいたところであります。</p> <p>合併後は、「パブリックコメント手続」を定め、総合計画などの各種の計画・構想では案の段階から市民の皆様のご意見をいただいて策定してきており、また、それぞれ、計画の分野ごとにアンケート調査を実施して把握に努めてきているところであります。</p> <p>ご提言にございますように、やはり、市民の皆さんの持ってらっしゃる感触・満足度を敏感に受け取り、市政に反映させていくことが行政運営では大変重要なことと思っており、一環として、こうした市政報告会や、団体の皆様との意見交換などを通じて、直接ご意見をいただく機会をつくらせていただいております。</p> <p>本年10月には、本市も合併後5周年を迎え、来年度は本市の進むべき方向と目標である総合計画の「後期基本計画」の策定の時期にもなります。これまでの成果と課題を踏まえ、市民の皆様の声をも、より行政運営に反映させるよう努めてまいりたいと考えております。</p>	政策課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
40	湊	地区	<p>【自治公民館、行政嘱託員のあり方について】 各自治公民館長を行政側の関係機関で認知（委嘱状の付与）すべき 行政嘱託員に配布する住民登録者一覧表を公民館長へ配付して欲しい。 自治公民館の運営に係る業務を社会教育課から自治振興課へ移管するに至った経緯について</p>	<p>自治公民館は、行政上の組織ではなく、地域住民の自治組織でありますので、現時点では、委嘱状の交付は考えておりません。本来、自治公民館は、地域住民の自治組織ですが、これまで行政事務の委託など市町村の末端組織的な状態におかれておりました。このため自治公民館からの不満もあり、行政嘱託員制度を導入しております。</p> <p>自治公民館は、地域住民を代表する組織であり、行政と互いに連携を図りながらまちづくりを進めていますが、現行制度上、行政機関の一部に位置づけるのではなく、互いを対等のパートナーとして位置づける共生・協働のまちづくりが必要であると考えております。今後、共生・協働の仕組みづくりを踏まえて、本市のまちづくりの基本的なルールを定めた「自治基本条例」を制定することを検討しており、その中で、自治公民館を含む「住民自治組織」の位置づけを検討していく考えであります。</p> <p>行政嘱託員は、非常勤の特別職公務員であります。このため、業務遂行上必要な情報として、守秘義務を課して異動情報を渡しているところです。住民異動に係る情報については、個人情報保護法、住民基本台帳法の規定に従って対応しなければなりません。自治公民館への住民移動情報については、法令の規定の範囲内で、昨年8月から市役所で転入・転居の届けをされた本人の同意を得て、その世帯主情報を翌月末まとめて、関係自治公民館長へ提供しているところです。</p> <p>自治公民館が担う役割には、2つの側面があり、一つは、生涯学習など「人づくり」の役割。2つ目は、地域課題の解決など「まちづくり」の役割であります。これまでは、生涯学習など教育分野の「人づくり」の役割が大きいのから教育委員会で所管してきました。しかし、近年、ゴミ、環境、地域防災、福祉、まちおこしなど「まちづくり」に関する課題解決の面が大きくなってきております。さらに住民自治の振興を含めた共生協働の新しいまちづくりの仕組みを検討しており、自治公民館は住民自治の基礎的団体であるので、共生協働の仕組みづくりと一緒に進めた方がよいとの考えにより、自治振興課へ移管しました。</p>	自治振興課
40	湊	地区	<p>【自治公民館、行政嘱託員のあり方について】 共生・協働の地域社会の仕組みづくりの趣旨と概要について 嘱託員導入の真のねらいは何だったのか。</p>	<p>従来の公共サービスは、行政が受け持ち、行政が決定し、住民に指示する「行政主導」で進めてきました。しかし、少子高齢化、過疎化、住民ニーズの多様化などにより、従来の画一的な行政サービスだけでは対応できなくなってきています。そこで、住民の意向を踏まえながら、行政と地域住民がともに協力し、地域住民も参加して公共サービスを提供する「共生・協働の仕組みづくり」を検討しております。</p> <p>地域のことは、地域住民が話し合っ決定、実行できるように、現在の「地区」の区域ごとに新たな住民自治組織を設置し、そこに一定の権限、財源を任せる仕組みを考えております。行政としては、各地区の住民自治組織をサポートする地域担当職員を配置するほか財政的な支援として補助制度などを設けて支援していくことなどを検討しています。なお、地域担当職員については、社会教育主事や、公民館主事を配置するものではなく、一般職員を兼務で配置していくことを検討しています。</p> <p>行政嘱託員制度は公民館行政事務委託に関する改善要望、個人情報保護制度の実施を受けて導入したもので、目的として、一つは、従来、自治公民館へ委託していた行政事務を、行政で責任をもって行い、自治公民館は本来の役割である「自治活動」を行っていただくものです。</p>	自治振興課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
				<p>2つめは、個人情報保護法などルールに基づき、適正な事務処理を行うことで、税情報をはじめとする個人情報の通知など、守秘義務を課した行政嘱託員がプライバシーに配慮し配付することにより個人情報の保護を守るものであります。</p> <p>3つめには市民を直接訪問し、制度の趣旨、内容等の周知徹底を図るなど、市民に身近なサービスを提供しようとするものです</p> <p>なお、平成22年度から、受け持ち世帯数や報酬のほか、採用方式を公募するなど見直しを行っております。</p>	
41	湊	迫	<p>【アンダドン相撲大会について】</p> <p>現在は迫公民館の行事として、婦人会、青壮年部等の協力をもらいながら実施しているが、児童数の減少のため、他公民館の協力をもらって実施しているのが現状である。地区公民館（地区全体）からも協力をもらう方法はとれないものか。</p>	<p>子どもが少なくなる中で、行事を存続させ、盛り上げていく方策であります、ご質問にもありますとおり、今後の運営については、湊地区全体に呼びかけ、地域内の多くの方々が参加する形態をつくっていくことが必要ではないかと思っております。</p> <p>今回の件に限らず、少子高齢化や過疎化により1自治公民館だけでは対処できない状況が生じてきています。このため行政としては、地区単位くらいの広がりの中で、地域住民と行政が共に協力し支えあう「共生・協働の仕組みづくり」を検討しております。</p> <p>現在、市役所内部で検討している段階ではありますが、これからの新しい住民自治組織として、現在の市内16地区に（仮称）地域コミュニティ協議会を設置していただくことを考えております。</p> <p>この協議会には、自治公民館、婦人会、子ども会、高齢者クラブ、PTA、学校、消防団など地域の各種団体が参画し、市役所からも、地域担当職員制度や補助金等の人的、財政的支援を行いながら、地域の課題、意見などをもとに、地域まちづくり計画を策定し、計画を自ら実行していただく取組を考えております。計画案がまとまった時点で各地区への説明会を開催し、語彙件をお伺いすることとしております。その際は、ご協力をよろしく申し上げます。</p>	自治振興課
42	野平	地区	<p>【転入者の集落公民館の加入問題について】</p> <p>公民館に加入していない住民がごみステーションの使用が出来ずに不法投棄の引き金になる恐れがある。行政側としても転入者の情報を公民館に伝えてほしい。子育ては地区住民全体という考え方からの観点から行政と一体になって公民館加入を推進すべきである。</p>	<p>市役所へ転入転出の届けがあった場合、市民課の窓口で、自治公民館への加入依頼の文書を配布すると共に、該当する公民館長さんの名前、電話番号をお知らせし、加入をすすめております。</p> <p>自治公民館はごみステーションや街灯の設置や管理のほか、防犯防災、環境美化、災害や困ったときの支えあいなど、住みよいまちづくりにはなくてはならない組織であり、市民に理解していただくよう努めていますが、アパートマンション等での未加入が多い状況にあります。</p> <p>このため、今年度、市公連（地区公民館長の連絡協議会）に公民館未加入に関する小委員会を設け、問題点の整理と今後の加入促進について検討を始めたところであります。</p> <p>なお、転入転居者に係る地元公民館への情報提供については、昨年8月から、市役所で転入、転居の届けをされた方の同意を得て、その世帯主情報を、翌月まとめて関係自治公民館長へお知らせしております。</p>	自治振興課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
43	野平	地区	<p>【都市計画事業の推移について】</p> <p>野平地区は長年にわたり都市計画の懸念を抱えている。今後の都市計画の推移等を含め説明をお願いしたい。</p>	<p>野元地区・平江地区の土地区画整理事業につきましては、西薩中核工業団地の整備とあわせて、その背後地を面的整備事業により、健全で快適な市街地形成と、宅地の利用増進を図ることを目的に、昭和57年度に「まちづくり基本調査」を、約100ヘクタールの区域で実施しております。</p> <p>その調査結果を基に、平江地区では平成15年度に「まちづくり基本調査」を約32ヘクタールの区域において実施し、野元地区では、平成16年度までに「野元土地区画整理事業 基本計画書（案）」を作成しております。</p> <p>現在、いちき串木野市では、串木野インターチェンジ周辺で「麓土地区画整理事業」が施行中であり、平成29年度末の事業完了に向けて、鋭意努力をしているところです。「麓土地区画整理事業」の総事業費は、84億7千万円であり、今後、事業完了までに、約35億円の事業費が必要であると見込まれております。このように、土地区画整理事業の実施には、多大な事業費が必要であり、本市及び国の財政状況はますます厳しくなることが予想され、同時期に2地区で土地区画整理事業を実施することは困難であると考えます。</p> <p>したがって、野元土地区画整理事業につきましては、「麓土地区画整理事業」が完了する2,3年前に、区画整理調査を再開し、麓地区の事業完了に目途がつき次第、事業化に向けて検討してまいりたいと考えております。</p>	都市計画課
44	野平	地区	<p>【農道の不法投棄について】</p> <p>深田付近の農道は不法投棄が多く監視活動をしていても現状は変わらずモラルの問題でもあるが、監視強化を含め対策を考えてほしい。</p>	<p>市としても不法投棄の防止策につきましては、大いに苦慮しているところです。特に、人の往来の少ない農道や管理の不十分な土地が、投棄場所として選定されやすいようです。</p> <p>不法投棄は、本人のモラルの問題でもありますが、投棄されやすい場所にも問題があると考えます。市としては、不法投棄は『犯罪』であるとの呼びかけや、悪質な場合は警察と連携するなどの対応をするとともに、広報を通じて個人所有地の適正な管理（投棄場所の解消）をお願いしております。</p> <p>また、平成17年度から、市衛自連の事業として不法投棄監視活動を市内16地区で実施しております。地域住民の皆様のご協力・連携により、不法投棄の防止・抑止効果が図られている、と考えております。</p> <p>ご要望の、市による不法投棄の防止対策の強化ではありますが、不法投棄は『犯罪』であることと、主な投棄場所は個人の財産であることから、土地の適正な管理について、引き続き広報等を通じて、強く呼びかけてまいりたいと思っております。</p>	生活環境課
45	大原	地区	<p>【公民館活動上の弊害について】</p> <p>行政嘱託員制度が発足後、その影響で地域の連帯感の欠如、未加入者の増など公民館活動に対し直接影響がたちはだかっている。市としては避けられない大きな行政課題と思われるが、特に未加入問題について市で「条例化」が出来ないものか。出来ないとすれば何か施策は考えられないものか。</p>	<p>自治公民館は、住民の自主的な自治組織ですので市で加入を強制したり、条例で加入を義務化することはできません。確かに、戦前は内務省訓令により全国一律に「部落会、町内会」を行政制度上の公的団体と定め、市町村の下部組織として全戸加入が義務化されておりました。</p> <p>しかし、戦後、行政制度としての部落会、町内会は廃止され、自治組織とされましたが、実質的には、行政事務の委託を受けるなど、市町村の下請機能的な状態にあり、自治公民館から不満の声が多く寄せられておりました。こうした経緯を経て、旧串木野市でH14年度から、自治公民館への負担軽減と個人情報保護を目的として、行政嘱託員制度を導入し、現在に至っております。</p> <p>自治公民館はごみステーションや街灯の設置・管理のほか、防犯防災、環境美化、災害や困ったときの支えあいなど、住みよいまちづくりにはなくてはならない</p>	自治振興課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
				<p>組織であり、市としても自治活動の活性化や自治公民館への加入促進について市民に理解していただくよう努めています。</p> <p>市役所へ転入転出の届けがあった場合、市民課の窓口で、自治公民館への加入依頼の文書を配布するとともに、該当する公民館長さんの名前、電話番号をお知らせし、加入をすすめておりますが、アパートマンション等での未加入が多い状況にあります。このため、今年度、市公連（市地区公民館連絡協議会）に公民館未加入に関する小委員会を設け、問題点の整理と今後の加入促進について検討を始めたところであります。</p> <p>時代の変化とともに、公共サービスも行政主導から地域主体に変わってきています。本市においても、地域住民が主体となり、行政と地域住民がともに協力して公共サービスを提供する「共生・協働の仕組みづくり」を検討しております。</p> <p>地域のことは、地域住民が話し合って決定、実行できるように、現在の「地区」の区域ごとに新たな住民自治組織を設置し、そこに一定の権限、財源を任せるとともに、各地区のサポートをする地域担当職員を配置することや財政的な支援の補助制度を設けるなど仕組みを考えております。現在、市役所内で検討中であり、秋口くらいには、これらの検討案を各地区へ説明し、意見交換を行いながら最終的な仕組みを作り上げていきたいと考えております。</p>	
46	大原地区		<p>【公民館が管理している街灯(安全灯)の料金について】</p> <p>市道上に各自治公民館で設置している街灯料金については、各々自治公民館が予算化し経費で賄っているが、各自治公民館も運営費に困っているの、市で使用料の一部負担の検討は考えていないのか。</p>	<p>街灯については、幹線道路の交差点などは、市や県などで設置していますが、それ以外の集落内の生活道路などについては、自治公民館など地元で設置していただき、市は1/2程度を補助している状況であり、その維持管理については地元で負担していただいております。この経費を、市で負担できないかとのご意見であります。県内においては、補助制度のあるところが18市中9市、制度がない市が9市であり、補助率についても、25%から100%までさまざまであります。</p> <p>本市においては、維持費の補助制度はありませんが、現在、各自治公民館の電気料について調査しているところです。これらを踏まえながら検討させていただきたいと考えております。</p>	自治振興課
47	湊町地区		<p>【行政嘱託員制度について】</p> <p>行政嘱託員に配布する住民登録者一覧表を公民館長へ渡さないのはなぜか。</p> <p>共生協働のまちづくりにおいて個々の公民館を軽視しては地域づくりができないのではないか。</p>	<p>行政嘱託員は、非常勤の特別職公務員であります。このため、業務遂行上必要な情報として、守秘義務を課して異動情報を渡しているところです。住民異動に係る情報については、個人情報保護法、住民基本台帳法の規定に従って対応しなければなりません。</p> <p>自治公民館への住民移動情報については、法令の規定の範囲内で、昨年8月から市役所で転入・転居の届けをされた本人の同意を得て、その世帯主情報を翌月まとめて、関係自治公民館長へ提供しているところです。</p> <p>従来の公共サービスは、行政が受け持ち、行政が決定し、住民に指示する「行政主導」で進めてきました。しかし、少子高齢化、過疎化、住民ニーズの多様化などにより、従来の画一的な行政サービスだけでは対応できなくなっています。</p> <p>そこで、住民の意向を踏まえながら、行政と地域住民がともに協力し、地域住民も参加して公共サービスを提供する「共生・協働の仕組みづくり」を検討しております。</p> <p>地域のことは、地域住民が話し合って決定、実行できるように、現在の「地区」</p>	自治振興課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
				<p>の区域ごとに新たな住民自治組織を設置し、そこに一定の権限、財源を任せる仕組みを考えております。</p> <p>行政としては、各地区の住民自治組織をサポートする地域担当職員を配置するほか財政的な支援として補助制度などを設けて支援していくことなどを検討しています。</p>	
48	湊町	地区	<p>【八房橋付近の悪臭について】</p> <p>悪臭の原因は判明しているのか。判明している場合の対処は。判明していない場合、判明に向けてどのように対応されるのか。</p>	<p>八房橋付近の左岸側、排水路悪臭についてであります。排水路には上流部にある食品製造関係の工場排水と周辺一般住宅からの生活雑排水が原因となっていると考えられます。市といたしましては、去年の夏に遊水地並びに招き戸の現状を調査した結果、海水が滞留し、悪臭が発生し易い状態であったため、海水と排水との融合が円滑に行われるよう招き戸の開閉量の調整を行い、滞留や堆積物の除去に努めたところであります。又、夏場には悪臭に対する苦情もあったことから、排水路に放流する食品関係3工場や関係団体の協力を得て、排水路の上流地点の堆積土砂除去・清掃作業を昨年1月に実施したほか、悪臭を含む環境浄化に効果があると言われているEM菌を定期的に投入し環境浄化に努めております。</p> <p>今後も3工場の定期的な排水調査を継続して実施し、調査結果を基に排水基準を上回ることがないように、更に適切な排水処理施設の維持・管理指導を行って参ります。又、周辺一般住宅については、生活雑排水の排出基準を厳守され、合併浄化槽の設置推進事業についての理解と周知を図りつつ、市全域の環境衛生対策についても、保健所との連携を密に取りながら、適切な監視・指導に努めてまいります。</p>	支所市民課
49	中央	地区	<p>【五反田川の寄洲の除去について】</p> <p>県の管轄だとは思いますが、五反田川中流付近（Aコープ北側付近）の中洲の除去は出来ないか。また、ちかび社宅付近から東側方向の堤防が藪になっているので伐採してほしい。</p>	<p>五反田川につきましては、土砂が堆積し、アシ等が生い茂り流れを阻害し防災的、景観的にも寄洲除去が望まれる箇所でございます。ご指摘のAコープ北側付近の寄洲除去の件ですが、鹿児島地域振興局建設部の担当職員に要望があった河川を昨年度、視察していただいたところ防災面、緊急性、を検討しながら河川の維持管理を行っているとのこと。市といたしましても、より安全な河川となるよう、生態系等にも配慮しながら河川の維持管理をして頂くよう県に、再度要望を行なってまいります。</p> <p>また、地下備蓄社宅付近の堤防法面の除草については、例年「道の日」に合わせて市内の建設業者の方々がボランティア活動の一環として、奉仕作業を行ってまいりますが、年1回の伐採作業では法面を維持することは、困難なため定期的に実施していただくよう、寄洲除去同様、県に要望を行ってまいります。</p>	土木課
50	中央	地区	<p>【五反田川沿いの街路樹について】</p> <p>汐見町水門付近から五反田川上流方向の堤防上の街路樹が道路にはみ出している。時々強風で大きな枝木が道路上に落ちたり、枯葉が道路上に散乱して見苦しいので定期的な整備をお願いしたい。</p>	<p>五反田川沿いの街路樹の維持管理につきましては、年間を通して、委託管理を行っているところであります。</p> <p>ご提言のありました汐見町水門から五反田川上流に向かっての街路樹は、高木やツツジ等が植栽されており、これらについては年1回の剪定、除草につきましては年3回行っております。</p> <p>河口に近く風が強いことから、剪定時には、枯木や折れそうな枝木等よく点検を行っただうえで、適切な剪定を行いたいと考えております。</p>	土木課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
51	照島	地区	<p>【通学路の整備について】</p> <p>少子化が進行する中で、旧態依然とした昔からの通学路のまま放置されている。照島小学校への通学路を整備してほしい。</p> <p>通学路に面した各家庭すべて子ども110番の家に設定し、門柱に表示する。</p> <p>別府、八房方面からの通学路である歩道にガードパイプを設置できないか。</p> <p>県道から学校までの用地を確保して歩道付の通学路として整備してほしい。無理なら、県道から正面まではスクールゾーンとしての案内表示をしてほしい。また、別府島平線と酔之尾島平線の交差点に横断歩道の設置とスクールゾーンの違反車両対策を講じてほしい。</p>	<p>子ども110番の家については「子どもたちがかけこみやすい家」や「地域のことをよく把握している方」などを考慮して、警察署内で検討のうえ、警察署長名で委嘱をしております。平成22年2月現在で、いちき串木野市内全体で92軒、照島地区には15軒に委嘱されております。</p> <p>また、子ども110番の家の見直し等については基本的には新学期が始まる時期に合わせて総合的に行っているということで、「子ども110番の家」を希望する場合は、所轄の串木野駅前交番もしくはいちき串木野警察署へ問い合わせてくださいということでした。</p> <p>照島小学校入口から神村学園正門までは、平成19年3月に夢の台住民の要望があり、国にお願いしてガードパイプが設置されているところではありますが、その他の歩道については設置されていない状態です。</p> <p>道路管理者である鹿児島国道事務所によると、照島小学校入口前から養護学校入口までの歩行者道の拡幅を計画しており通学路の安全性は改善できるものと思っております。今後、地権者並びに関係者の理解と同意を得まして、1日でも早く歩道の整備が完成するように努力してまいります。</p> <p>照島小学校周辺の道路は、児童の通学路と地域住民の生活道路として利用されております。用地の相談が出来た箇所については、道路拡幅及び、歩道等の整備をしてきております。</p> <p>要望のありました県道から学校への市道照島校線は家屋が密集しており、道路の拡幅については、用地の相談等にかかなりの時間と多額の事業費を要します。当面の対策として、通行車両にスクールゾーンであることをさらに認識していただくために舗装をやり直す時に、歩行者への安全運転を促がすための路面表示を行ってまいります。</p> <p>別府島平線と酔之尾島平線の交差点に横断歩道を設置してほしいとのことですが、交通規制にかかわることは、公安委員会の判断になりますので、公安委員会に要望をしております。</p> <p>また警察署北側の市道酔之尾島平線はスクールゾーンにもかかわらず違反車両が多いとのことですが、違反車両の取り締まりを警察にお願いして、通学路としての安全が、確保されるよう要望してまいります。</p>	学校教育課 都市計画課 土木課
52	照島	地区	<p>【道路改良工事について】</p> <p>別府上名線の工事は衛生センター建替えに伴う条件としており、着工以来10数年を経過しているが終了していない。公民館との同意事項の重要性を再度確認の上、早期完成実現に向けて計画及び工事実施をお願いしたい。</p>	<p>市道別府上名線の整備については、公民館との同意事項の重要性を認識して、道路改良を進めております。今年度は、昨年改良した区間の舗装工事を発注しております。また、三差路から国道までの区間につきましては、JRの拡幅工事を伴うことから、昨年度調査測量を行い、既設のJR横断幅3.3mの拡幅改良と歩道を設けた10m（車道7.5m歩道2.5m）の道路を計画致しております。</p> <p>今後の整備につきましては、今年3月に開業した、神村学園前駅を中心とした駅周辺の土地利用計画も含めた形で検討してまいります。</p>	土木課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成22年5月7日～6月4日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
53	照島	地区	<p>【新駅周辺の整備・開発・新たなまちづくり構想について】</p> <p>新駅を活かした周辺地域の整備・開発促進、交通利便性の飛躍的向上、新たなまちづくり計画等具体策と構想について聞きたい。</p>	<p>駅利用者は4月で1日当たり約1,500人となっています。周辺地域のまちづくり計画の策定につきましては、本年度に予算計上しており、土地利用や社会基盤など、住みよいまちづくりを目指して策定していきます。</p> <p>計画策定にあたっては、現状の把握やニーズ調査、整理を行う必要がありますので、住民の皆さんがどのような地域のあり方を望んでいるかなどを計画に反映させるために、皆様の御協力をお願いいたします。</p>	政策課
54	照島	地区	<p>【市民の健康維持のためになすべきことは】</p> <p>いちき串木野市は、国民健康保険税が高いと言われて久しい。保険税を減額するには市当局と地区連絡協議会が連携する道、方法はないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税を減額するためのどんな施策をしてきたのか。 ・市民にどのような施策のお願いをしてきたのか。 	<p>一人当たりの医療費を下げる方策として、市では、国民健康保険被保険者証の切替時などに、被保険者の方々へ医療費の現状と、健康管理の方法や病院のかかり方（多受診・重複受診）などについて説明し、お願いしているところです。そのほか、生活習慣病予防やがん予防等についての健康教育や健康相談の開催、また、健康診査や各種がん検診・人間ドック及びそれらの健診料についての補助・助成を行うと伴に、関係各課といっしょになって、ウォーキング大会やグランドゴルフ大会・温泉を活用したヘルスアップ事業も行っているところであります。</p> <p>また、市民全体で健康づくりを推進するため、平成18年度に本市の健康づくりの指標となる健康増進計画並びに食育推進計画を策定し、地域や関係機関・団体等と連携して健康づくりの取組みを進めているところでもあります。特に、地域における健康づくりを推進するため、健康地域づくり推進員を各公民館等から推薦していただき、研修会を開催しております。地域においては、歩こう会やグランドゴルフ、栄養教室、高齢者を対象としたいきいきサロンや各種検診の受診勧奨などを実施していただくなど、健康づくりの取組を進めていただいております。</p> <p>昨年度は県の協力を得て、本市で医療費適正化モデル事業を行い、生活習慣病対策が医療費適正化の課題であり、また治療の中断防止や健診未受診者への対策も重要であるとの報告でありました。そのために、平成20年度からおこなわれている特定健康診査（いわゆるメタボ健診）の受診率向上に取り組むとともに、その受診結果に基づき、生活習慣病関係の疾病の対象者を拾い上げ、早期対策につなげていくこととしております。</p> <p>地区連絡協議会の皆様方からも、各公民館内の国民健康保険の被保険者の方々に、ご自身の健康管理のためにも特定健康診査を受けてくださるよう周知や受診勧奨などをしていただければ、さらなる効果があるものと思いますので、連携を取らせていただきたいと思います。</p>	健康増進課
55	照島	地区	<p>【須賀の歩道橋について】</p> <p>須賀に渡る歩道橋が老朽化しており、高齢者も多く不安がある。補修の計画はないのか。</p>	<p>須賀の歩道橋につきましては、昭和57年須賀橋の架け替え工事の際、仮設橋として設置されたものであります。ご提言のとおり約30年が経過し、老朽化ともに、サビがひどく支承部等が腐っている状況であります。</p> <p>このような状況から、現在、鉄部の補強や塗装につきまして、調査、設計を行い、実施に向けて検討しております。</p>	土木課